

介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A(令和6年12月更新)

主に事業対象者の取り扱いに関する記載及び、請求に関するQ&Aを公開しました。(令和6年12月)

No.	Q	A	回答日時	担当部署
1	事業対象者としてサービスを利用することができるのはどのような方ですか。	本市においては、要支援1程度の吹田市高齢者安心・自信サポート事業(以下、サポート事業)のみの利用が適当と見込まれる第1号被保険者の場合、基本チェックリストを実施し、事業対象者に該当すると、サービスを利用することができます。 要介護・要支援認定が事業対象者が判断を迷う場合は、吹田市高齢者安心・自信サポート事業実施マニュアル【第6版】P19記載の「総合事業(サポート事業・吹田市民はつらつ元気大作戦)対象者確認票」を御活用ください。	令和6年12月	高齢福祉室 支援グループ
2	事業対象者としてサポート事業を利用している方が、要介護・要支援認定を新規申請する際の必要な提出書類を教えてください。	事業対象者が要介護・要支援認定を新規申請する際は、以下3点の書類提出が基本になります。 ①介護保険 要介護・要支援認定 申請書(以下、申請書) ②居宅(介護予防)サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書(以下、依頼届出書) ③居宅(介護予防)サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼中止届出書(以下、中止届出書) ②につきましては、居宅(介護予防)サービスを開始するにあたり、提出しておく必要があります。	令和6年12月	高齢福祉室 介護保険グループ/ 支援グループ
3	申請書を提出する際、事業対象者の依頼届出書も同時に提出することはできますか。	申請書と事業対象者の依頼届出書は同時に提出することはできません。 事業対象者と要支援1のサービス量は同程度であり、利用者の状態像も同程度を見込んでいるため、事業対象者の依頼届出書は申請書と同様の取り扱いになります。アセスメントの結果をもとに、いずれかの書類を提出してください。	令和6年12月	
4	事業対象者としてサポート事業を利用している方が、要介護・要支援認定を申請した結果、非該当となりました。申請期間中も継続してサービスを利用していましたが、事業対象者として請求を行うことは可能でしょうか。	要介護・要支援認定を申請した結果非該当となった場合、暫定ケアプランにてサービスを利用していた期間は、事業対象者として請求を行うことはできません。 本市においては、事業対象者の適切な運用の観点から、新規申請を行う際には中止届出書を提出することを基本としています。 また、事業対象者は要支援に相当する状態等の者と想定しているため、非該当である状態は事業対象者にも該当しない場合があると考えられます。 そのため、新規申請を行い暫定ケアプランにてサービスを利用する場合、自費のリスクがあることは利用者又は家族に十分な説明を行ったうえで対応をお願いいたします。	令和6年12月	高齢福祉室 支援グループ/ 介護保険グループ
5	事業対象者の方が要介護・要支援認定を申請した結果、非該当になりました。結果通知後、再度事業対象者に該当するか確認した場合、サポート事業を利用することはできますか。	再度基本チェックリストを実施し、事業対象者に該当する場合は、改めて依頼届出書を提出することで、サポート事業を利用することが可能となります。	令和6年12月	
6	要支援1の認定があり、訪問型サポートサービスのみ週1回利用している場合、認定有効期間終了にあたり、更新申請をせずに、事業対象者としてサービスを継続利用することはできますか。	本人の状態を確認したうえで、要支援1程度のサポート事業のみの利用が適当だと判断する場合、事業対象者としてサービスを利用することができます。 その場合、更新申請をせず、事業対象者の依頼届出書を提出することで、事業対象者としてサービスを利用することができます。事業対象者へのスムーズな移行ができるよう、概ね依頼届出書提出前の2週間を目安に基本チェックリストを実施するようにしてください。	令和6年12月	高齢福祉室 支援グループ
7	月途中で事業対象者から要支援1に認定区分が変更になった方の場合。 事業対象者の時から変わらず通所型サポートサービス週1回を継続して利用しており、今後も利用するサービスに変更の予定はなく、本人の状態の変化はありませんが、日割り請求することになりますか。	要支援1に認定区分が変更となった際に、サービス内容やサービスコードが変更となっていない場合は、日割り請求する必要はありません。 これまでと同じサービスコードで、月末の認定区分を確認のうえ請求してください。	令和6年12月	

介護予防・日常生活支援総合事業に関する御質問、御意見等を随時受付しております。

(問い合わせ先) 吹田市福祉部高齢福祉室支援グループ

mail:kousien@city.suita.osaka.jp 電話06-6384-1375(直通) FAX:06-6368-7348

介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A(令和6年12月更新)

8	<p>令和4年度より、通所型サービスを2か所利用の場合は、それぞれの事業所で1回算定の単位で請求することと説明を受けましたが、サービスコード表には「A6 1113」は全部で4回までとの記載があります。 5週目ある場合は計5回算定することになりますが、4回を超えての算定は可能でしょうか。</p>	<p>本市HP掲載のサービスコード表では、「A6 1113」のサービスコードは「1月の中で全部で4回まで」との記載がありますが、これは1か所の事業所のみでサービスを提供する場合の取り扱いになります。1つの事業所で毎週サービスを提供する場合は、1回算定の単位ではなく、月額報酬の単位で請求をお願いします。2つの事業所を利用してサービスを提供する場合は、それぞれの事業所で1回算定の単位で請求することを令和4年5月12日開催の説明会にて説明しています。詳細は本市HP掲載内容を御確認ください。5週ある月につきましては、計5回、1回算定の単位で請求することができます。</p>	令和6年12月	高齢福祉室 支援グループ
9	<p>給付制限がかかっている方がサポート事業を利用する場合、サポート事業の利用についても給付制限がかかりますか。</p>	<p>介護保険の給付制限がかかっている場合でも、サポート事業は給付額減額の影響なく利用することができます。ただし、支払方法の変更が生じる場合は、サポート事業にも適用されます。</p>	令和6年12月	高齢福祉室 支援グループ/ 介護保険グループ